

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第33条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第49条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第75条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第76条第2項中「運転免許証」という。）」の次に「又は身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び有効期限」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限並びに運転免許証の交付年月日又は同項に規定する特定免許情報の記録年月日」に改める。

第122条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

付則第18条の13第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第76条第2項の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。